

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	予防接種関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鹿沼市は、予防接種関係事務について、特定個人情報ファイルを取り扱う際に生じる個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じた上で、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

栃木県鹿沼市長

公表日

令和8年2月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種関係事務
②事務の概要	<p>・予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 ・予防接種のお知らせ等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。(*1) (*1)子育てワンストップサービスを導入する場合</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施、実費の徴収に関する事務</p> <p>情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。</p> <p>■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・予防接種の実施後に接種記録等の登録、管理を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
・予防接種対象者ファイル ・宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号) 第9条第1項 別表第14項 並びに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号) 第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>■情報照会の根拠 番号法第19条8号、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号) 第2条 表25項、表27項、表28項、表29項</p> <p>■情報提供の根拠 番号法第19条8号、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号) 第27条、第28条、第155条、第156条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部健康課健康増進係

②所属長の役職名	健康課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総合政策部総合政策課総務係 0289-63-2138
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部健康課健康増進係 0289-63-8311
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [○] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	健康管理システムにおいて、業務上必要のない特定個人情報に各業務担当者がアクセスできないようにアクセス制限を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年7月28日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康課長 山口 順子	健康課長 大塚 純子	事後	
平成27年7月28日	I 関連情報 3 個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一 第10項	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第9条第1項、別表第一 10の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」 第10条	事後	
平成27年7月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二の17、18、19の項	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第19条7号 別表第二 16の2の項及び17の項及び18の項及び19の項	事後	
平成27年7月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う業務 ②事務の概要	予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握	予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②マイナポータルのお知らせ機能での通知	事後	
平成31年3月22日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康課長 大塚 純子	健康課長	事後	
平成31年3月22日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年3月31日 時点	平成31年2月19日 時点	事後	
平成31年3月22日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年3月31日 時点	平成31年2月19日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月22日	IVリスク対策	なし	項目を追加	事後	
令和2年7月30日	I 関連情報 7・特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部総務課総務係 0289-63-2138	総務部総合政策課総務係 0289-63-2138	事後	
令和2年7月17日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年2月19日 時点	令和2年7月17日 時点	事後	
令和2年7月17日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年2月19日 時点	令和2年7月17日 時点	事後	
令和3年6月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う業務 ②事務の概要	予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②マイナポータルのお知らせ機能での通知	予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②マイナポータルのお知らせ機能での通知 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務として、 ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 また、予防接種の実施後に接種記録等を登録及び管理し、他市区町村へ接種記録の照会及び提供を行う。	事後	
令和3年6月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う業務 ③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月24日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第9条第1項、別表第一 10の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」 第10条	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)」 第9条第1項、別表第一 10の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」 第10条 ■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における個人番号の利用 「番号法」 第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る要望接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供及び照会のみ)及び第5号(委託先への提供)	事後	
令和3年6月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	「番号法」 第19条7号 別表第二 16の2の項及び17の項及び18の項及び19の項	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第19条7号 別表第二 16の2の項及び17の項及び18の項及び19の項	事後	
令和3年6月24日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉部健康課健康増進係	保健福祉部健康課健康増進係、新型コロナウイルス感染予防対策室	事後	
令和3年6月24日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康課長	健康課長、新型コロナウイルス感染予防対策室長	事後	
令和3年6月24日	I 関連情報 7・特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部総合政策課総務係 0289-63-2138	総合政策部総合政策課総務係 0289-63-2138	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月24日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	保健福祉部健康課健康増進係 0289-63-8311	保健福祉部健康課健康増進係 0289-63-8311 保健福祉部健康課新型コロナウイルス感染予防対策室 0289-63-8392	事後	
令和3年6月24日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年7月17日 時点	令和3年6月24日 時点	事後	
令和3年6月24日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年7月17日 時点	令和3年6月24日 時点	事後	
令和3年10月29日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務として、ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。また、予防接種の実施後に接種記録等を登録及び管理し、他市区町村へ接種記録の照会及び提供を行う。	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務として、ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。予防接種の実施後に接種記録等を登録及び管理し、他市区町村へ接種記録の照会及び提供を行う。予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和3年10月29日	I 関連情報 3 個人番号の利用 ②法令上の根拠	■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における個人番号の利用 「番号法」 第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る要望接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供及び照会のみ)及び第5号(委託先への提供)	■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における個人番号の利用 「番号法」 第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る要望接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供及び照会のみ)及び第6号(委託先への提供)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	「番号法」 第19条7号 別表第二 16の2の項及び17の項 及び18の項及び19の項	■情報照会の根拠 「番号法」 第19条8号、別表第二の第17、18、19 項、 別表第二の第16の2 項 「行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(以下 「内閣府・総務省令第7号」という。)」 第13条 ■情報提供の根拠 「番号法」 第19条8号、別表第二の第16の2、第16の3 項 「内閣府・総務省令第7号」 第十二条の2	事後	
令和3年10月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年6月24日 時点	令和3年10月29日 時点	事後	
令和3年10月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年6月24日 時点	令和3年10月29日 時点	事後	
令和4年6月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年10月29日 時点	令和4年6月30日 時点	事後	
令和4年6月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年10月29日 時点	令和4年6月30日 時点	事後	
令和5年11月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年6月30日 時点	令和5年11月1日 時点	事後	
令和5年11月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年6月30日 時点	令和5年11月1日 時点	事後	
令和6年11月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年11月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	
令和6年11月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年11月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	
令和6年11月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する連絡先	保健福祉部健康課健康増進係 0289-63-8311 保健福祉部健康課新型コロナウイルス感染予防対策室 0289-63-8392	保健福祉部健康課健康増進係 0289-63-8311	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	①保健福祉部健康課健康増進係、新型コロナウイルス感染予防対策室 ②健康課長、新型コロナウイルス感染予防対策室長	①保健福祉部健康課健康増進係 ②健康課長	事後	
令和6年11月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務として、ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。予防接種の実施後に接種記録等を登録及び管理し、他市区町村へ接種記録の照会及び提供を行う。予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	予防接種法の規定に則り予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②マイナポータルのお知らせ機能での通知	事後	
令和6年11月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)」 第9条第1項、別表第一10の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」 第10条 ■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における個人番号の利用 「番号法」 第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る要望接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供及び照会のみ)及び第6号(委託先への提供)	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)」 第9条第1項、別表第一10の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」 第10条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月1日	IV 11.最も優先度が高いと考えられる対策	-	<p>十分である</p> <p>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</p> <p>健康管理システムにおいて、業務上必要のない特定個人情報に各業務担当者がアクセスできないようにアクセス制限を行っている。</p>	事後	
令和8年2月20日	<p>I 関連情報</p> <p>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携</p> <p>②法令上の根拠</p>	<p>■情報照会の根拠</p> <p>番号法第19条8号、別表第二の第17、18、19項、別表第二の第16の2項</p> <p>並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号)第13条</p> <p>■情報提供の根拠</p> <p>番号法第19条8号、別表第二の第16の2、第16の3項</p> <p>並びに内閣府・総務省令第七号 第十二条の2</p>	<p>■情報照会の根拠</p> <p>番号法第19条8号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号) 第2条 表25項、表27項、表28項、表29項</p> <p>■情報提供の根拠</p> <p>番号法第19条8号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号) 第27条、第28条、第155条、第156条</p>	事後	
令和8年2月20日	<p>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務</p> <p>③システムの名称</p>	<p>健康管理システム</p> <p>統合宛名システム</p> <p>中間サーバー</p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)</p>	<p>健康管理システム</p> <p>統合宛名システム</p> <p>中間サーバー</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月20日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号) 第9条第1項 別表第14項並びに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号) 第10条</p> <p>■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における個人番号の利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) 	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号) 第9条第1項 別表第14項並びに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号) 第10条</p>	事後	